

クロロカーボン衛生協会通信

第21号

2011年8月

塩素系溶剤をお使いの皆様へ、

今回配信する協会通信第21号は、クロロカーボンを使用した金属洗浄におけるプロセス改善支援ツール、「EVABATソフト」についてのご案内、そして地下水汚染未然防止に係わる水濁法改正のお知らせです。

(1) 塩素系溶剤を用いた金属洗浄における VOC の排出抑制を支援するためのパソコンソフト (EVABATソフト) の試験運用が8月31日から開始されます。

環境省の委託業務として、平成21年度より日本産業洗浄協議会(以下:産洗協)と東京大学が主体になって金属洗浄分野で中小企業等がVOC排出抑制対策の効果及びコストを検討できるソフト(EVABATソフト)の開発を進めてきましたが、この度、そのβ版ソフトが完成したので、実用化に向けての試験運用を開始することになりました。(当クロロカーボン衛生協会も、このプロジェクトに参画しております。)

EVABAT(Economically Viable Application of Best Available Technology :経済的に実行可能な最良利用可能技術)は、ISO14001で提示されている考え方です。経済的に実行可能な範囲で適切な技術を選択するもので、欧米では、既に類似の技術基準が導入されています。

1. EVABATソフトの概要

(1) ユーザー

塩素系溶剤(塩化メチレン、トリクロロエチレン)を用いて金属洗浄を行っている中小事業者

(2) 入力項目

- ① 設備条件(洗浄施設の寸法や溶剤の使用量)
- ② 作業条件(作業環境の情報)
- ③ 投資条件(溶剤回収装置の価格など)

(3) 出力結果

洗浄現場の個々の条件に合わせて、様々な排出抑制対策の効果及びコスト(ランニングコスト、償却期間)を定量的に計算します。

(4) 活用方法

- ① これまで実施した排出抑制対策の効果を分析する。
- ② 現場で装置等の稼働条件を調整しながら、本ソフトで定量評価を行い、現在実施している対策の改善を行う。
- ③ 今後の対策の検討を行う。

などに活用できます。

(5) 入出力例

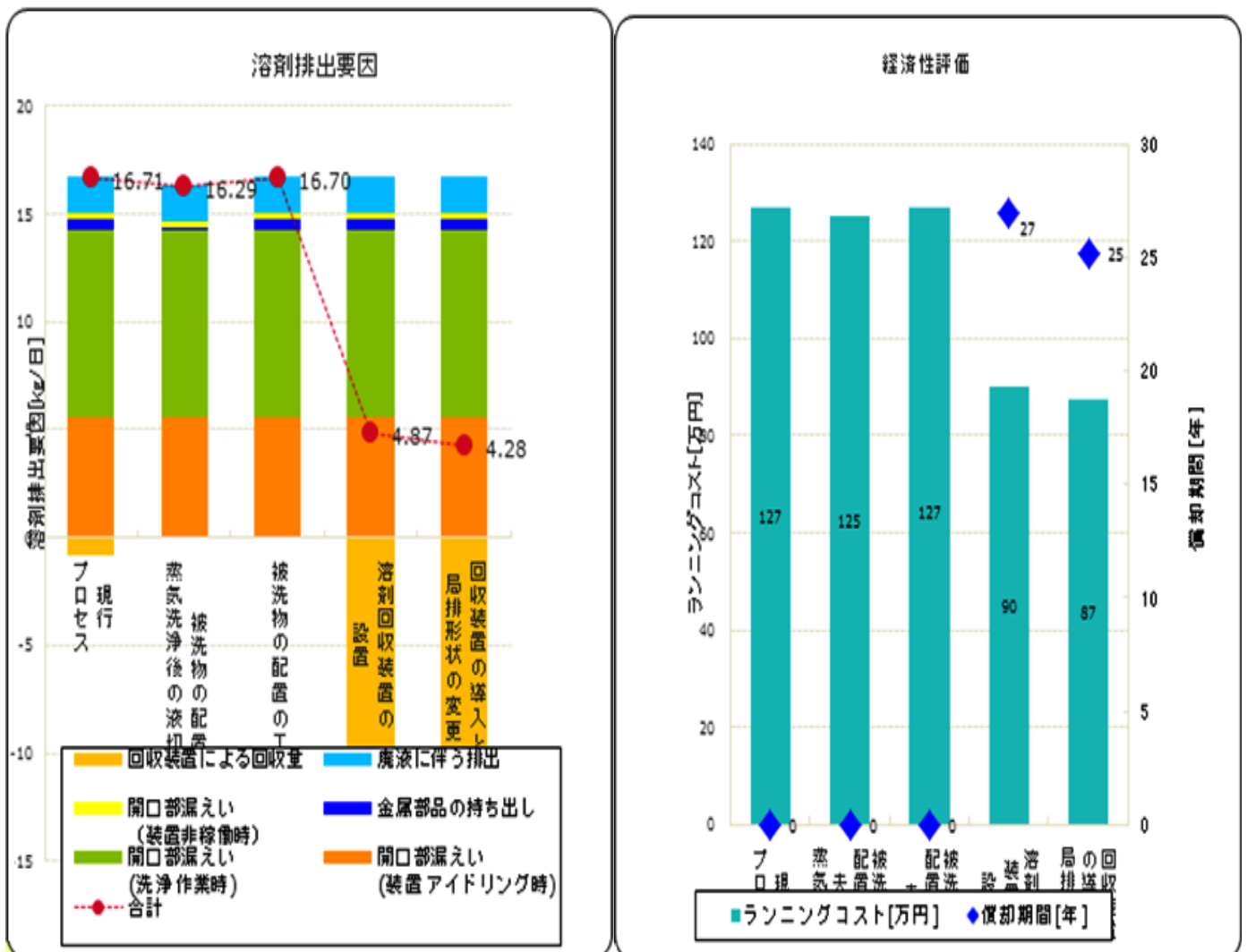
① 条件入力画面の例

現行プロセスデータ入力(3/10)
代替プロセス案生成
代替プロセス案評価
評価結果解釈

3. 設備条件：溶剤と廃液処理 ※任意項目の入力欄が空白の場合、デフォルト値を用いて計算を行います。

No	項目名	入力欄	デフォルト値
(1)	新規溶剤購入量 *	508 kg	
(2)	新規溶剤の購入頻度 *	1 ヶ月	
(3)	委託廃液量 *	50.5 kg	
(4)	廃液の委託頻度 *	1 ヶ月	
(7)	廃液交換基準	油濃度	10 %
(8)		比重	1.21 -
(9)		沸点	150 °C

② 出力画面の例



上記データ以外に、CO₂ や NO_x、SO_x などの排出量や、オゾン層破壊、光化学オキシダント、酸性化など、環境影響についても計算、評価結果を表示できます。

2. 運用方法

産洗協が窓口となっており、ここのホームページ(<http://www.jicc.org/>)内にあるEBAVATサイトからメールでEBATATツール試験運用への参加を申し込みます。

申し込むと、①体験版ソフト(EXELが入ったCD)が送付されます。パソコンのEXEL(2003版)にそのソフトを読み込むと、自社の洗浄についての簡易評価が実施でき、またより詳細な評価例も見ることができます。その内容を見て、自社の洗浄工程について更に②詳細評価を行いたい場合には、再度産洗協に申し込みます。

詳細評価では、洗浄技術の専門知識をもったアドバイザーが現場訪問する形で、ソフトを運用します。現場訪問は2回行い、1回目はソフトを使った診断、アドバイスをし、2回目は改善効果を確認させていただきます。また、この場合には洗浄装置等のデータの提供いただくことが前提となります。このデータは、ソフトの改良に使用させていただきます。なお、①のステップを踏まず、最初から②のアドバイザー訪問による詳細検討から始めることも可能です。まずは産洗協ホームページ(<http://www.jicc.org/>)をご覧ください。

(2) 地下水汚染未然防止対策の実施を義務づける水質汚濁防止法の改正案が成立し、6月22日に公布されました。1年以内に施行されることになり、現在その詳細を定める政省令案の審議が行われています。

改正内容の骨子は以下の通りです。

①対象施設の拡大

クロロカーボン等の有害物質を使用、貯蔵するものは、施設の構造等について、事前に都道府県知事等に届け出なければならない。(これまでは公共水域に直接排水せず下水道に放流している場合、水濁法の届出は必要なかったが、今後は設備の構造等の届出が必要となる。)

②構造等に関する基準遵守義務

クロロカーボン等の有害物質を使用、貯蔵する施設の設置者は、地下への浸透防止に関する構造等に関する**環境省令**で定める基準を遵守しなければならない。基準を遵守していないと認めるときは、改善命令、又は使用の一時停止を命じることができる。

③定期点検の義務の創設

クロロカーボン等の有害物質を使用、貯蔵する施設の設置者は、**環境省令**で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録、保存しなければならない。

現在、この**環境省令**の内容を定める委員会が設置され、議論されている最中です。内容が決まり次第、協会通信でお知らせします。

クロロカーボン衛生協会通信第21号は、ご参考になったでしょうか？

内容等について、ご意見、お問い合わせ等がありましたら、下記協会までご連絡ください。



クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 8 階

電 話: (03) 3297-0321 FAX: (03) 3297-0316

URL: <http://www.jahcs.org/> E-mail: y-yamamoto@jahcs.org